

日韓資料記述内容対照表

日本側資料(記述概要)	韓国側資料(記述概要)
① 3 ページ 2 行目から 3 ページ 9 行目まで	1. 韓国側参加者を紹介した。(韓国) 2. 日韓請求権問題に関する米国の意見表明に対する日本側見解を読み上げた。(日本)
② 3 ページ 10 行目から 6 ページ 6 行目まで	1. 日本側の発言を書面でいたしました。(韓国) 2. 韓国が平和条約第 14 条によつて賠償を請求する権利が条約第 4 条の受恵国として、同條に基づきクレームを請求する。(韓国) 3. 平和条約第 4 条のクレームについては、韓日両国間の多国籍に帰属したことによつても明らかである。これは賠償と考へたがつて、韓国側の意見は了解していただけるものと思う。(韓国)
	4. 1957 年 12 月 31 日のアグリード・ミニッツについても、韓国が提示した 8 項目の請求にについて日本側が誠意をもつて討議するといふことは、在韓日本財産の帰属により韓国請求権がどの程度消滅し、満たされたかという問題が既に了解されたものと思う。したがつて、8 項目は影響を受けるものではないと考える。(韓国)
	5. 我々も、韓国側が賠償を要求していないことは承知している。問題は、在韓日本財産放棄により韓国との請求権がどの程度消滅し、満たされたかについて討議しようといふことであり、討議する必要がないといふ韓国側の意見に対し、我々の意見を述べたものである。(日本)
	6. この問題は文書を見てから話したい。(韓国)
a 部分：この問題に關し、今まで何回かの発言が繰り返されましたが、自分が不思議に思うのは、第 7 回の本小委員会において日本側が指摘した U.S. Memorandum の第 3 点の Special arrangements というのは、こういうことを議論する欠落	
5 ページ 9 行目 15 文字目から 6 ページ 6 行目まで	
上記 4. で記述	

③ 6 ページ 7 行目から 9 頁最後まで	1. 続いて、軍令第 33 号の法的効果の及ぶ時間的範囲についてあるその点をもう一度検討願いたい。(日本) 2. この問題についても文書にしていた上で、改めて韓国側の意見を申し上げる。(韓国) 3. 日本側は 8 月 9 日が財産の「日本性」を決定する日付であります。この日付をもってこの日の日付の在韓日本財産が韓国に帰属されたり、法文上「日本性」という言葉はない。(韓国)	<p>1. 次いで、もう一つの問題について日本側見解を明らかにしたいとして下記参照文献を読み上げた。(日本) 2. これについても文書を見て、韓国側見解を述べる。(韓国)</p> <p>3. 法文に 8 月 9 日という日付が日本性を決定する日付として明示されているが、8 月 9 日という日付は、法文上、この日付現在の日本財産が韓国に帰属させられたことを意味するものであり、日本性を決定する日付ではないとを考える。(韓国)</p> <p>4. (記述なし。下記 5. で言及。)</p>
8 ページ 2 行目から 8 ページ最終行 2 文字目まで	4. 韓米協定によつて移転された財産の目録については、書面を見た上で意見を述べるが、財産目録というようなものではなく、包括的に移転されたものではある。(韓国) 5. 8 月 9 日の日付の問題について後ほど詳しい意見を述べるが、明文上、日本財産が米軍政庁に帰属したのは 8 月 9 日である、すなわち、韓国側としては、"property located--on or since 9 August 1945" の解釈として、そういう解釈を採っている。(韓国)	<p>5. 法文には on or since となつてゐるが、米軍政庁の管轄下にあつたのはいつであつたのか、それは 8 月 9 日現在であつた。したがつて、8 月 9 日現在の日本財産が米軍政庁に帰属されたと解釈される。そして、韓米協定に関する言及があつたが、米軍政庁が取得した在韓日本財産は財産目録により韓国へ委譲されたものではなく、包摺的に委譲されたものである。(韓国)</p> <p>6. しかし、米軍政庁は在韓日本財産を 9 月 25 日付で取得了ではないのか。(日本)</p> <p>7. (記述なし。下記 9. で言及。)</p>
	6. わざわざ 9 月 25 日付けをもつて取得し、所有すると規定した意味は何か。(日本) 7. 米軍令は米軍の管轄範囲外にあつたものには効果が及び得ないし、司令官としてもそういう権限はあり得ない。(日本) 8. 8 月 9 日が財産帰属の日付であると重ねて答えた。(韓国) 9. (記述なし。上記 7. で記述。)	<p>8. 取得したのは 9 月 25 日であるが、帰属は 8 月 9 日であった。(韓国)</p> <p>9. 米軍政庁といえども、8 月 9 日現在韓国になかつた日本財産は取得する権限はないのではないか。(日本)</p> <p><u>欠落</u></p> <p>b 部分: この問題は感情的な問題ではなく法律上の問題として、厳正な解釈を出していくねばならない。それゆえに自分たちとしても種々の資料を要求していいのである。そのため、その点がはつきりしない限り法律的な請求権の解決は困難である。その意味で、是非とも充分な検討をお願いする次第である。(日本)</p> <p>この問題に関しては、日本における Supreme Commander と在鮮米軍 Commander との関係、日本と韓国との間に米軍があつて、韓国が法的に米国から委譲を受受けたという 3 つの関係と、日付の上でも 3 つの問題があ</p>

<p>(日本) 軍令 33 号には 3 つの日付があるが、9月 25 日付で旧日本財産を取得したが、それは 8 月 9 日に遡って取得したといふことである。(韓国)</p> <p>10. 日本側の解釈は、在韓米軍政長官が遡及してこのようないくつかの権限はないという意味か、又は権限はあっても決定をすする権限がないといふ意味か、はういう意味か。(韓国)</p>	<p>A 部分：遡及についても問題はあるが、日本人がスイス人に財産を売り渡した例をば 8 月 9 日現在の日本財産が米軍政庁に帰属したもとのであると、法令を文字通り解釈しているものである。(韓国)</p> <p>軍令 33 号の日付の問題については、明文上からも先般説明したように解釈されるし、また、そういう解釈以外に解釈困難であるという 2 点を申し上げたのである。(日本)</p> <p>韓国側としては、8 月 9 日現在の日本財産が米軍政庁に帰属したものであると、法令を文字通り解釈しているものである。(韓国)</p>	<p>日本側でも同様に法令を文字どおりに解釈している。(日本)</p> <p>④ 10 ページ最初から 11 ページ最後まで</p>
<p>9 ページ 4 行目 1 ジ 文字目から同ページ最後まで</p>	<p>1. 先ほど韓国側は、米韓協定による委譲は財産目録による委譲ではなく包摂的であつたと言われたが、委譲協定の中では、すでに米軍政庁によつて処分したものとある。が、具体的にどいどある。(日本)</p> <p>2. まず米軍が接収し得たかがどうかが問題である。(日本)</p> <p>3. 韓国側の請求は、具体的な物の集積として要求されていて、韓国側が要求されている個々の物が、具体的にどいどある。したがつて、韓国側が米側から委譲されたかが説明していただき、日本側として納得しやすいし、その有効性を判断するため必要である。(日本)</p> <p>4. 韓国には米軍政庁の disposition は承認したのであるが、それは法令に違反したものと含んでいないというのが、自分たちの解釈である。(韓国)</p>	<p>1. 韓国側は、在韓日本財産が米軍政庁から包摂的に委譲されたと述べたが、米韓協定でも米軍が処分したものとは除かれている。したがつて、いかなるものが具体的にどいどあるに韓国に委譲されたのか。(日本)</p> <p>2. 米軍が接収したものであつても、処理されたものが相当にある。その中でどいどものものが韓国に委譲されたのか。(日本)</p> <p>3. 韓国が請求権を主張するに当たつては、具体的に移譲された財産の内容を明示いただくと日本側としても基本的な材料となる。(日本)</p> <p>4. いま日本側から財産の処理問題に言及されたが、米軍が処理したものには法令に違反したものは含まれていない。いづれにせよ、文書を読んで反論したい。(韓国)</p>

1 1 ページ4行目1
0 文字目からペー
ジ最後まで

c 部分：問題は、法令に違反しているといつても、所有権の上移転に關する場合どっとあると思ふが、これらは非常に大切なものであります。(日本)

欠落

⑤ 1 2 ページ最初か
ら1 3 ページ不開示
部分の直前まで

1. (要綱4「8月9日現在韓国に本店のあつた法人の在日財産の返還請求」)の問題に移り、次のとおり討議を行つた。
韓国側はこの項目では、日本側の閉鎖機関令により閉鎖された機関、在外会社令による在日財産を要するが、韓国に本社を置いた法人の在日財産を請求しているが、かかる法人の株主には日本人が相当いた。このような法人の株主権は、その後どうなったのか。(日本)

1. 先般の会議で8項目の第4項目についてくつか質問をしたが、もう少し質問したい。閉鎖機関令により閉鎖された機関又は日本で在外会社といわれる、韓国に本社を置いた法人の在日財産を請求しているが、かかる法人の株主には日本人が相当いた。このような法人の株主権は、その後どうなったのか。(日本)
2. 前にも話したが、日本人の株式は米軍政府に帰属し、その後韓国政府に移譲され、韓国政府が株主権を行使している。そのうち民間へ売却され、民間で株主権を行使しているのもある。

欠落

1 2 ページ下から2
行目から1 3 ページ
不開示部分の直前
まで

d 部位分：朝鮮に在住していた株主もいるが、日本に在住していた株主もあつたし、株券が日本にあつたものもあると思うが、その点をどのように扱われたか。(日本)
(株主は日本人であるかと念を押した後、)住所がどこであろうと、軍令33号によって全部帰属した。(韓国)
日本人の株主は当初米軍政府に、次いで韓国政府の名義に書き換えられたのか。(日本)

(韓国側が肯定したので、)株主総会は書き換えられた名簿によつて行われているのか、その総会の決定に基づいて代表者が任命されたのか、株式の持ち分の内訳は明らかになつていているのか。(日本)
それらのことは、勿論明らかになっている。そうでなければ株主権を行使できなから。(韓国)

⑥ 1 4 ページ不開示
部分の直後から1 5
ページ最後まで

1. 対象となる会社の名前、所在地、資産状況等のつき合わせをやろうどいことについてはどう考へるか。(日本)
2. 必要などきでも提出するといつたが、他の資料とのバランス上、これだけを今すぐ出さのはどうかと思つて本邦政府には請訓中である。(韓国)

3. 日本国側は他の資料も要求しているわけである。伊閣アシア局長にしては5月いっぱいまで予備会談を終わりたが、他の資料のパラソス上、これだけを今すぐ出さのはどうかと思つて本邦政府には請訓中である。伊閣アシア局長によれば、両国首脳の意向であり、首脳代表同士の話し合いでいるが、いかにしろ時期も迫っているようだからか知らないが、いざれに速やかに準備していただきたい。(日本)

1. 韓国に本社があつた会社の名前、所在地、資産等を相互に対照しようとことにづいて、どう考へるか。(日本)
2. 必要な場合にはしぬだけを行うことについては、本國ととはせずに行うことについて。(韓国)
3. それのみを要求してゐるのではない。伊閣アシア局長によれば、両国首脳の予備会談は5月末までに終わらめられるよううにとのことであり、会議を早急に終わらせるためにも、必要な資料は速やかに準備していただきたい。(日本)

<p>(⑦) 16ページ最初から17ページ6行目まで5文字目まで</p> <p>B 部分 16ページ8行目12文字目から17ページ6行目5文字目まで</p>	<p>1. こういった会社の在日財産の返還を要求される法的根拠をできるだけ明確に伺いたい。(日本)</p> <p>2. これは一般私法上、会社の支店の財産は本店に属するという原則に基づいて、韓国に本社、本店に帰属するものである。(韓国)</p> <p>3. その本店に帰属するものである。財産は、当然、その株主が米軍政庁に接収され、その後日本人の株主は、その本店の財産は、米軍に接収された法人は、日本の株主がその本店の財産は、韓国政府や韓国人の所有となり、日本国内の財産にも及ぶということか。(日本)</p>	<p>1. そして、かかる会社の在日財産を要求する法的根拠は何か。(日本)</p> <p>2. 一般私法上、支店の財産は本店に属するところであるとごろで、韓国に本店のある(会社の)支店財産は当然に本店に属するものと考える。(韓国)</p> <p>3. 株式が法令により米軍に接収された法人は、日本の株主がいなくなつたので、その本店の財産は韓国政府や韓国人の所有となり、日本国内の財産にも及ぶということか。(日本)</p>
<p>(⑧) 18ページ6行目6文字目から20ページ最後まで</p>	<p>1. 今この株式の場合、韓国における布告で日本内地にある株式が無効となつたところが、株券そのものによって表示された権利が無効となつたのか。(日本)</p> <p>2. 株券は米軍政庁に帰属した。(韓国)</p> <p>3. 米軍政庁の効力は韓国内にあつたものにはおよぶが、日本国内にあつたのではないか。(日本)</p> <p>4. 軍令33号により株主権が接収されたものである。(韓国)</p> <p>5. 株券ど株主の住所がどこであらうと、すべて米軍政庁に帰属したものである。(韓国)</p>	<p>1. その通りである。(韓国)</p> <p>2. 以前に法令第33号は債務は継承しないとの説明を聞いたが、そのどちらか。(日本)</p> <p>3. 然り。(韓国)</p> <p>4. その通りである。(韓国)</p> <p>5. 日本人の株式は、日本人の居住地がどこであれ、全部属されたのである。(韓国)</p>
<p>18ページ1行目1文字目から19ページ2行目8文字目まで</p>	<p>e部分：軍令33号では、財産の所在地が韓国内にあつたものに限って接収されたものと思うが、どうか。(日本)</p> <p>株主権は韓国に所在したものである。(韓国)</p> <p>韓国における布告によつて、日本国内にある財産を接収し得るとは考へていない。(日本)</p>	<p>欠落</p>

株式が帰属した結果本店が帰属し、したがって支店のものを請求するという見解である。(韓国)
この問題に関する日本側の見解はいずれも申し上げる。(日本)
軍令 33 号が基礎で、株主権が韓国政府に帰属したということであるが、本社で株主名簿を取得し、その会社が韓国法人になつたから、その法人の在日財産を要求するのか。(日本)。

それらの法人は 8 月 9 日以前から韓国法人であったが、株主権が移転したのである。(韓国)

6. 管轄権の及ばない日本国内において、財産もあるが債務もある場合、債務は問題にならない、借金があるのは認めないといふのは納得できない。(日本)
米軍政庁もそこまで考えていいなかつたのではないか。(日本)

これに関しては、いずれ日本側の考え方を述べることとした。一応この問題に対する討議を打ち切つた。次回会合は 4 月 28 日(金)から午前 10 時 30 分からとすることを申し合わせた。

7. それでは、今日の会議は終了し、次回は 28 日金曜日午前 10 時 30 分とする。(日本)

8. (記述なし。上記 7. で言及。)

20 ページ 3 行目から同ページ最後まで

6. 債務関係が全然問題とならないということは理解できない。
仮に韓国側の立場を取つたとしても、日本国内の支店の有する債務がなくなるといふことは、どのような法律的観点からそなうになるのか、日本側も研究するが韓国側も検討していただきたい。(日本)

欠落

8. 結構だ。(韓国)

f 部分：新聞発表については、前例どおり前田、文両委員に一任することを申し合わせ、両委員打ち合わせの結果、次の事項を発表することとなつた。
(i) 「日韓請求権問題に関する米国見解の表明に関する日本側見解」及び「軍政令第 33 号の日付問題に関する日本側見解」の概要
(ii) 「1945 年 8 月 9 日現在韓国に本社、本店または主たる事務所があつた法人の在日財産の返還請求」の問題について、前回に引き続きその事実関係と法律関係について意見の交換を行つたこと。
(iii) 次回会合を 4 月 28 日午前 10 時 30 分からとすることを申し合わせたこと。